

ISO 国内審議委員会に係る謝金および交通費支払い要領

1. 目的

この要領は、当協会が国および他団体等から委託または補助を受けて実施する ISO 事業に係る委員会等に対する謝金および交通費の支払いについて定める。

2. 適用範囲

この要領は、協会が実施する ISO 事業に係る委員会、分科会等(以下「委員会等」という。)の委員について適用する。

3. 謝金支払いの対象

当該委員会等の委員とする。ただし、国家公務員(教育公務員特例法対象者(大学教授)は除く)、および規格賛助員、規格準賛助員推薦の委員は含まない。

4. 謝金の範囲

謝金には、別表に定める交通費を含むものとする。

5. 交通費の範囲

交通費とは、運賃等の合算が 1,000 円以下のものをいう。

6. 支払額の上限

謝金および交通費は、別表に掲げる金額を限度として支払うものとする。ただし、委託元が特別な規程等を有する場合には、これを準用することができる。

7. 謝金の支払い方法

謝金は、原則として委員会開催月の翌月に銀行振込により支払う。ただし、やむを得ない事情がある場合は、当年度分をまとめて、次年度に支払う。

8. 交通費の支払い

謝金の支払い対象とならない委員または謝金を辞退された委員の交通費については、委員会開催月の翌月に銀行に銀行振込とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、当年度分をまとめて、次年度に支払う。ただし規格賛助員、規格準賛助員推薦の委員には交通費を支払わない。

9. 代理出席時の謝金または交通費の支払い

委任状に基づく代理出席の場合は、原則として代理出席者に謝金または交通費を支払う。

10. 海外出張要領

「受託事業に係る委員会等に対する海外出張旅費の支払いに関する要領」に定めるところによる。

別表 ISO 国内審議委員会に係る謝金および交通費

区分	金額
謝金	
委員長・主査	8,500 円/回 (交通費を含む)
委員	7,100 円/回 (交通費を含む)
アドバイザー	7,100 円/回 (交通費を含む)
委員 (産業界)	なし
交通費	実費(1,000 円以下)

(附則)

1. 平成 25 年 5 月 14 日 理事会で制定。平成 25 年 6 月 1 日から施行。
2. この規程は 2019 年 3 月 26 日の理事会にて改定され、2019 年(平成 31 年) 4 月 1 日から適用する。
3. この規程は 2022 年 5 月 24 日の理事会にて改定され、2022 年(令和 4 年)5 月 25 日から適用する。